

道州制導入等の統治機構抜本改革法案

【道州制への移行のための改革基本法案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

「我が国のかたち」（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造）を新たなものに転換することが喫緊の課題となっている。

→ 「道州制への移行のための改革」（地方自治の仕組みを道州と市町村との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革）を総合的に推進する必要がある。

第1 目的

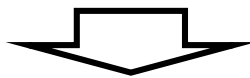
道州制への移行のための改革について、基本理念及び基本方針、その実施の目標時期等を定めることにより、これを総合的に推進する。

第2 基本理念及び基本方針

(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等を法律に規定。

第3 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

内閣に推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。



道州制国民会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議。

⇒諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申。



政府は、2年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施。



道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。

(この法律の施行後10年以内を目標)